

○豊橋市資源化センター余熱利用施設条例

平成17年12月19日

条例第69号

豊橋市資源化センター余熱利用施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、豊橋市資源化センター余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 循環型社会に対する市民の理解と認識を深めるとともに、市民の健康増進及び交流に資するため、余熱利用施設を次の場所に置く。

豊橋市東七根町字宝地道10番地

(一部改正〔平成20年条例59号〕)

(指定管理者による管理)

第3条 余熱利用施設の管理は、法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 余熱利用施設の利用の承認に関する業務
- (2) 余熱利用施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

(利用の承認)

第5条 余熱利用施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

(利用料金)

第6条 前条の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、余熱利用施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が市長の承認を得て定める日までに指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て

定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔令和3年条例32号〕)

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、余熱利用施設の利用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) 公益上又は管理上支障があると認めたとき。

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

(権利譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

(利用承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

(利用料金の還付)

第11条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 指定管理者が前条第2号の規定により、利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命じたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない事由により利用できなくなったとき。

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

(特別の設備)

第12条 利用者は、余熱利用施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。

ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

(原状回復)

第13条 利用者は、余熱利用施設の利用を終わったとき、又は第10条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

(損害賠償)

第14条 利用者は、余熱利用施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

(管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及び関係規則並びに個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところに従い、適正に余熱利用施設の管理を行わなければならない。

(一部改正〔令和3年条例32号・4年42号〕)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第16条 豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年豊橋市条例第33号)第11条第1項の規定により、市長が余熱利用施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、若しくは業務の停止の期間が終了するまでの間又は市長が必要があると認める間、市長は、別表に掲げる額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第6条第1項、第7条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、第7条中「指定管理者は、市長が定める基準に従い」とあるのは「市長は、特別の事由があると認めたときは」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(追加〔令和3年条例32号〕)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔令和3年条例32号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

(公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正)

3 公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例(昭和39年豊橋市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(19) 資源化センター余熱利用施設

附 則(平成20年9月24日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第8号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年6月1日から施行する。(後略)

(公の施設の使用等に係る経過措置)

第2条 この条例の公布の日(以下「公布日」という。)以前にこの条例(第4条、第5条、第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第21条、第23条及び第27条から第29条までの規定に限る。以下この項において同じ。)による改正前の各条例の規定により平成30年6月1日以後の使用等について許可等を受け、又は申請をした者の当該使用等に係る使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 (略)

附 則(令和3年12月17日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の第5条第1項の規定により同日以後の使用の承認を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年12月16日条例第42号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第6条、第16条関係)

(一部改正〔平成30年条例8号・令和3年32号〕)

利用区分		利用料金	
		普通利用券 (1回)	回数利用券 (11枚つづり)
温水プール	大人	600円	6,000円
	小・中学生	250	2,500
	幼児	100	1,000
アスレチックジム	大人	400	4,000
	中学生	100	1,000
温浴施設	大人	600	6,000
	小・中学生	250	2,500
	幼児	100	1,000